

町からのお知らせ



町の生ごみの搬入先が変わりました

町の生ごみの搬入先について、4月より、これまでの「支倉牧場生産組合バイオガスプラント」から、「北興バイオガスプラント」に、変更となりました。

分別方法についてはこれまでと変更ありませんが、正しく分別されていないとプラントでの活用に悪影響が出ますので、下記のとおり、**生ごみへの絶対投入禁止ごみ**を改めてご確認ください。適切な分別にご協力よろしくお願いします。

その他不明な点等につきましては、住民活動・環境係（Tel 82-2164）までお問い合わせ下さい。

【生ごみへの絶対投入禁止ごみ】

貝殻、カニ・エビ殻、動物の骨類（魚の骨を除く）、吸殻、わりばし・つまようじ類、ティッシュ、輪ゴム、ラップ類、薬品類、水切りネット類 等	燃やすごみ
ガラス、陶器類 等	燃やさないごみ

液体肥料「おこっぺバイオ」の販売について

昨年7月より「興部北興バイオガスプラント」で製造した液体肥料「おこっぺバイオ」の町民向け一般販売を行っております。この液体肥料は町内の酪農家において良質な牧草を育てるために使用されておりますが、家庭菜園や花の肥料・樹木の肥料として広く利用できますので是非お試しください。

- ◎販売場所 道の駅おこっぺ
- ◎販売価格 400円（税込・専用ボトル代込）
- ◎販売容量 4キログラム



【注意事項】

- ・「おこっぺバイオ」は専用ボトルでのみ販売させていただきます。専用ボトル以外への充填等を行いません。
- ・使用後の容器を販売店にご持参いただくと、本製品を200円（税込）にてご提供させていただきます。お持ちいただいた容器は再び本製品として生まれ変わります。
- ・商品の詳細は町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.okoppe.lg.jp/cms/section/sangyou/okoppe-bio.html>

◎お問合せ先 産業振興課 バイオマス事業推進室 Tel 82-2134

ホタテ無料配布のお知らせ

興部町並びに町民の皆様より組合運営に対し、特段のご指導とご支援を賜り組合員一同より、日頃の感謝の気持ちとして、ホタテの無料配布を実施させていただきますのでご賞味下さい。

今後も各種の増養殖事業を中心に管理型漁業を推進してまいりますので、変らぬご指導、ご支援をお願い申し上げます。

◎と き **4月18日(木)**

○18日に漁できない場合は、翌日の19日に配布します。

※19日も漁できない場合、また、貝毒が発生した場合には誠に勝手ながら本年の無料配布を中止とさせていただきますのでご了承ください。

◎対 象 興部町内在住者

※但し、**沙留漁業協同組合員、准組合員、沙留漁協ホタテ船乗組員及び沙留漁協職員は除きます。**

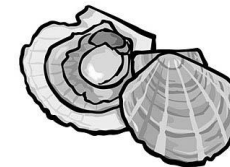
◎配 布 数 1世帯につき4kg程度（袋詰めして配布します。）

◎配布場所

町内名	時 間	場 所	町内名	時 間	場 所
浜 町	13:00	田中文博宅前	富 丘	13:00	福祉の家前
元 町	13:05	藤共寮横車庫	住 吉	13:15	老人寿の家前
宮下町	13:15	集会場前	豊 野	13:30	集落センター前
本 町	13:20	中央公民館駐車場	秋 里	13:45	集落センター前
仲 町	13:30	旧国保病院駐車場	宇 津	13:45	集落センター前
幸 町	13:40	集会場(ﾌﾟﾘﾊﾞｯﾄﾞ)前	北 興	13:45	研修センター前
新 町	13:00	山地和夫宅前	沙留西町	13:00	構造改善センター前
新泉町	13:10	新泉町会館前	沙留緑町	13:05	宮本 哲宅前
泉 町	13:20	勤労者センター前	沙留汐見町	13:10	加賀繁明宅前
旭 町	13:30	役場車庫前	沙留旭町	13:15	五島 透宅前
栄 町	13:00	興 隆 寺 前	沙留北浜町	13:20	小野優太宅前
緑ヶ丘	13:10	中畑清吉宅前	沙留港町	13:25	町田信一宅前
春日町	13:20	旧乳食研前	沙留元町	13:30	清野厚徳宅前
東 町	13:30	きらり正面駐車場	沙留海運町	13:35	佐藤和幸宅前

○時間については、多少遅れる場合もありますのでご了承ください。

※ 貝殻を捨てる際は、必ず町指定の 燃やすごみ(薄赤)の袋 に入れて捨ててください。



【沙留漁業協同組合・沙留ほたて貝漁業生産部会】

健康推進係からのお知らせ

◎4月に実施する健診事業

○乳児健康診査 4月18日(木) 12:30~15:30 きらり
※対象となるお子さんのいるご家庭には、ご案内をお送りいたします。

◆お問合せ先 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

◎主旨 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤー及び介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

◎利用可能事業所

- NPO法人わたぼうし(興部町本町) TEL82-7733
- 有限会社下村運送興部交通(興部町春日町) TEL82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

◎対象者 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- 下肢障害 (1~2級)
- 体幹障害 (//)
- 視覚障害 (//)
- 心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

◎助成額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

◎申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係 又は 沙留出張所

◎問合先 福祉保健課 社会福祉係 TEL82-4120

登って爽快 in ポロヌプリ岳登山について

ポロヌプリ岳に登って雄大な景色や動物たちとの出会い、山スキーなどを楽しんでみませんか?

※雪がないと登ることができない為、積雪量により中止となる場合があります。

◎日 時 4月20日(土)

◎行 程

- ・ 7:45 中央公民館集合(7:30沙留公民館発)
- ・ 8:00 中央公民館発
- ・ 8:45 登山開始
- ・ 12:00 頂上到着
- ・ 13:00 下山開始
- ・ 15:00 中央公民館到着(15:15沙留公民館到着)

※沙留の方は送迎します。

◎参加料 200円(傷害保険料) ※申込時にお支払いください。
※集合写真を希望される方は、別途350円を申込時にお支払いください。

◎対 象 中学生以上(保護者同伴の場合、小学高学年可)

◎定 員 25名

◎申込期間 4月1日(月)~15日(月)

◎持 ち 物

- スキーウェア等
(雪もあり天候も変わりやすいので、悪天候に対応可能な服装)
- 帽子 ○速乾性の下着 ○タオル ○スパッツ(長靴用)
- 長靴 ○手袋 ○昼食、飲物(500ml×2本程度)
- 行動食(アメ・チョコレート等)
- ストック(教育委員会でも用意します)

◎お問合せ 教育委員会 社会教育課 体育振興係 TEL82-2552

「道の駅おこっぺ」特産品販売時間等の変更について

「道の駅おこっぺ」にて行っています特産品販売につきましては、これまで9:30~16:30の時間で販売してきましたが、4月12日(金)より販売時間及び販売場所を次のとおり変更することになりましたので、お知らせいたします。なお、不明な点がありましたら、下記までご連絡願います。

●取扱時間 9:00~17:30(4月12日から11月4日まで)

●販売場所 イベント館(道の駅おこっぺ内)

●お問合せ (一社)おこっぺ町観光協会(Tel82-2345)

北海道知事・北海道議会議員選挙

投票日 4月7日(日) 7:00~18:00

北海道知事及び北海道議会議員選挙が、4月7日(日)に執行されます。住みよい北海道は、あなたの一票から生まれます。よく考え、責任をもって必ず投票しましょう。

◆投票できる方

〔知事選挙〕

平成30年12月20日以前に興部町に転入届をし、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している満18歳以上の方(平成13年4月8日以前に生まれた方)

〔道議選挙〕

平成30年12月28日以前に興部町に転入し、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している満18歳以上の方(平成13年4月8日以前に生まれた方)

※興部町から転出した方で当町に選挙権があり、当町において投票する場合は「引き続き道内の区域内に住所を有することを証明する書類」が必要となりますので、転出先の市町村が交付する証明書類を持参してください。

道内の市町村から転入された方で、転入前の市町村に選挙権があり、その市町村で投票される方についても、上記と同様の書類が必要となりますので、当町より証明書類の交付を受けてください。

◆投票場所

入場券に記載されている投票所(下表)で投票してください。投票の際には「入場券」を忘れずに持参しましょう。

投票所一覧表

投票所	投票場所	投票所住所
第1投票所	興部町中央公民館	興部町仲町
第2投票所	興部町沙留公民館	興部町沙留旭町
第3投票所	宇津集落センター	興部町宇津
第4投票所	秋里集落センター	興部町秋里
第5投票所	豊野集落センター	興部町豊野

◆期日前投票及び不在者投票について

投票当日、次の事由などによって投票所へ行って投票できない場合は、期日前投票及び不在者投票ができます。

- ①町内外を問わず、仕事や旅行、冠婚葬祭などで当日投票できない方
- ②病気やケガなどにより歩行が困難であり、当日投票所へ行くことができない方
- ③病院や施設に入院・入所されている方

※期日前投票の期間は、次のとおりです

期間…〔知事〕3月22日(金)から4月6日(土)まで

〔道議〕3月30日(土)から4月6日(土)まで

時間…8:30から20:00まで(土・日曜日と同じです)

場所…興部町役場 1階第1会議室(町選挙管理委員会事務局)

◆開票について

①即日開票で、20:00より興部町役場3階大会議室で行います。

②参観人は、先着順に30人です。受付で入場券を受け取り入場してください。

【郵便等による不在者投票制度について】

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方、または要介護者で下記1~4のいずれかに該当する方は、現存する場所(自宅等)において投票できる「郵便等による不在者投票」ができます。

「郵便等による不在者投票」を希望される方は、選挙管理委員会に対し、選挙人自身が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」と、身体障害者手帳か、戦傷病者手帳、または被保険証(介護保険)の写しを提出し、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。また、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方で、有効期限が切れている場合は再交付の申請をしてください。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている者

ア) 両下肢等の障害の程度が、1級若しくは2級である者

イ) 内臓機能の障害の程度が、1級若しくは3級である者

2. 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症(内臓機能の障害にあつては特別項症から第3項症)までである者

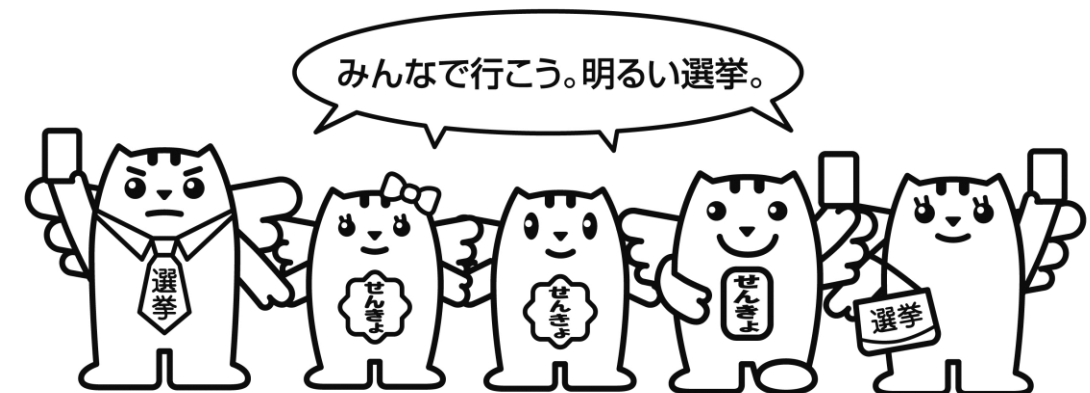
3. 介護保険法上、要介護者で要介護状態区分が要介護5である者

4. 身体障害者又は戦傷病者で都道府県知事が書面により証明した者

※不明な点がございましたら、興部町選挙管理委員会へお問い合わせください。

興部町選挙管理委員会事務局 役場1階第1会議室

Tel 82-2131 (内線282・283)



各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当			
受 給 者	支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者又は障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院している。			
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等）、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。					
	②父又は母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級			
	③父又は母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表A」の障害が2つ以上ある方又は、「表A」の障害が1つと「表B」の障害（表Aと異なる障害）が2つ以上ある方。	
	④父又は母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	表 A	表 B
	⑤父又は母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能		そしゃくの機能を欠くもの		両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
	⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声又は言語機能に著しい障害を有するもの			平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したものの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの の又は両下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢の機能を全廃したものの 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				
	そ の 他	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など					
支 給 金 額 (月 額)		全部支給	一 部 支 給				
	児童1人の場合	42,910円	42,900円～10,120円	52,200円	34,770円	14,790円	27,200円
	第2子加算額	10,140円	10,130円～5,070円				
	第3子加算額	6,080円	6,070円～3,040円				
	※所得制限がありますので支給されない場合があります。						
申 請 書 類	○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの	○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの			
類	※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。						

◎お問い合わせ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係（TEL82-4120）

興部町職員採用試験(町単独)のお知らせ

興部町では2019年7月1日採用予定の職員を次のとおり募集いたします

1. 試験区分

◇建築技師

○採用予定者数 若干名

○受験資格

- ・30歳以下(1990年4月2日以降に生まれた方)で、民間職務経験があり、二級建築士以上の資格を有している方
- ・上記受験資格のほかに
 - ◎第1種普通自動車免許を取得している方又は取得見込みの方
 - ◎パソコン操作ができる方
 - ◎現在町内に在住している又は、採用後町内に居住可能な方

○提出書類

- ・職員採用試験申込書
(様式は興部町HPよりダウンロードできます。A4版両面)
- ・建築士資格証明書の写し

※但し、日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません

<地方公務員法第16条抜粋>

1. 成年被後見人または、被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

2. 給与・諸手当 ○興部町職員給与条例等による

3. 選考方法 ○書類審査のうえ、面接試験により選考する

4. 試験日時及び会場 ○申込期間終了後、申込された方に通知致します

5. 申込期間

◎2019年4月1日(月)から2019年5月31日(金)まで

※郵送の場合は、5月31日までの消印があるものに限り受付します

※持参する場合の受付時間は、月曜日から金曜日の8:30~17:15まで

6. 申込先 〒098-1692 紋別郡興部町字興部 710 番地

興部町役場 総務課 総務厚生係 (Tel 82-2131)

7. 問合せ先 // 建設課 管理係 (Tel 82-2166)

興部町特別支援教育支援員の公募について

町では、次のとおり臨時職員を公募いたします。

○勤務場所 興部町立沙留小学校

○業務内容 特別支援教育支援員
(主な業務: 学校内での児童の生活介助および学習支援等)

○採用人員 1名

○勤務時間 8:00 ~ 16:00 (7時間勤務)

○賃金 時間給 860円、特別手当(12月 30,000円)

○採用期間 2019年5月1日 ~ 2020年3月31日

○応募条件 町内在住者または在住可能な方、普通自動車運転免許

○提出書類 履歴書1通を本人が持参して下さい
※市販の履歴書に自筆して上半身写真を添付

○書類提出先 教育委員会 管理課 総務学校係 Tel 82-2552

○申込締切 **4月15日(月) (期日厳守)**

○選考方法 書類審査の上、面接により選考します
(面接日時は後日連絡します)

○お問合せ先 教育委員会 管理課 総務学校係 Tel 82-2552

ヒグマにご注意ください

ヒグマによる人身事故を防止するため、北海道では**4月1日~5月31日**を春のヒグマ注意特別期間として設けております。

冬眠明けのため、より活発に活動するヒグマも多いので、山菜採りやハイキングなど野山に出かける時だけでなく、市街地周辺や郊外にウォーキングやジョギング、レジャーなどで出かけるときにも、下記のことにご注意してヒグマによる事故を防止しましょう。

また、各家庭においても、生ごみや農業・水産廃棄物、ペットや家畜のエサを野外に放置するなど、ヒグマを引き寄せやすい状況を作らないようにしましょう。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、役場住民課(Tel 82-2164)や、興部警察署(Tel 82-2110)まで出没状況をお知らせください。

【ヒグマの被害に遭わないためには・・・】

- ◇事前にヒグマの出没情報を確認する
- ◇家族などに行き先を告げ、1人では野山に入らない
- ◇熊鈴やラジオなど、音を出しながら歩く
- ◇食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ◇薄暗いときには行動しない
- ◇フンや足跡を見たらすぐに引き返す



(住民課 住民活動・環境係)

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。
申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

＜公営住宅＞ 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層 214,000円以下）

【新規掲載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度 管理番号	構造等	間取り 面積	法定家賃
元町団地 (1号棟)	1戸 (1階)	H30 448	木造平屋建	1LDK 53.82㎡	16,100～ 31,700円
元町団地 (1号棟)	1戸 (1階)	H30 451	木造平屋建	2LDK 68.72㎡	20,900～ 41,100円
元町団地 (1号棟)	1戸 (1階)	H30 452	木造平屋建	3LDK 78.45㎡	24,000～ 47,200円

※家賃の他に共益費（石油給油器使用料として2,000円）が別途加算されます。

※若年単身者～申込不可（管理番号448のみ可）

【先月に引き続き募集している住宅】

《泉町団地》（2号棟）3LDK 1戸、（3号棟）3LDK 2戸

《緑ヶ丘団地》3LDK 1戸

《新沙留団地》2LDK 2戸、2DK 1戸

＜町営住宅＞

【新規掲載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度 管理番号	構造等	間取り 面積	法定家賃
春日町町営	1戸 (1階)	S47 町24	セラミックブロック造 平屋建	3LDK 60.94㎡	11,900円
春日町町営	1戸 (1階)	S49 町29	コンクリートブロック造 2階建	2DK 58.14㎡	21,700円

＜産業振興住宅＞

団地名	募集戸数	建設年度 管理番号	構造等	間取り 面積	法定家賃
産業振興住宅	1戸 (2階)	H4 産205	鉄筋コンクリート造 3階建	1LDK 41.78㎡	31,000円

※家賃の他に共益費（石油給油器使用料として2,000円）が別途加算されます。

※申込資格者：有職単身者のみ

＜特定公共賃貸住宅＞ 所得の月額基準：158,001円～487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】 《新沙留団地》3LDK 1戸、2LDK 1戸

＜注意事項＞

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<http://www.town.okoppe.lg.jp>）または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方で、連帯保証人が1名いること。
※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 4月15日（月）17:15

【問い合わせ先】 建設課 建築維持係（TEL82-2166）

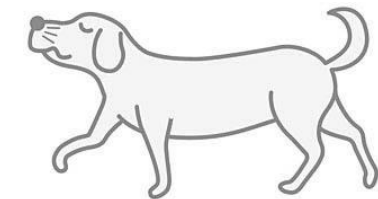
畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

＜実施期間＞ 4月1日より9月30日まで

＜実施区域＞ 興部町全域

＜実施方法＞ 捕獲等



＜その他＞

①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、役場までご連絡願います。

②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。

③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

◎お問合せ先 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

平成31年度 危険物取扱者試験のご案内

平成31年度第1回危険物取扱者試験が下記の日程により実施されますので、お知らせ致します。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。

また、インターネットによる受験申請（電子申請）をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>) をご覧下さい。

○試験日 5月19日(日)

○受験願書の受付期間

【書面申請】4月8日(月)～4月15日(月)

【電子申請】4月5日(金)～4月12日(金)

○試験の種類及び試験地

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者試験	甲種 乙種(全類) 丙種	札幌市

○問い合わせ先 紋別地区消防組合 消防署興部支署 予防係 Tel82-2136

興部町高齢者事業団より 団員募集のお知らせ

高齢者事業団では、仲間(団員)を募集しています。60歳以上で健康な方なら、簡単な手続きで団員になれますので、お気軽にお申込ください。

また、次のような作業を行っていますので、ご依頼をお待ちしています。

◎仕事内容 【草刈・草取り・畑おこし】 【庭仕事・冬囲い】
【清掃作業全般】 【その他ご相談に応じます】

※料金は、作業料 1時間840円(別途消費税)＋機材実費です。

◎団員の加入申込、仕事の依頼、お問い合わせ

興部町高齢者事業団(興部町仲町～老人福祉センター内) Tel82-3819

おこっぺ町地域づくりサポートの会『手芸のつどい』のお知らせ

地域づくりサポートの会手芸活動グループでは、町民の方と一緒に作品作りを行う『手芸のつどい』を開催しております。みんなで楽しく作品作りをしてみませんか？

4月	19日(金)	作品：リュックサック 持ち物：表地・裏地各1枚(110cm×80cm) 接着芯(厚手)110cm×60cm ボタン1個 材料費：不要
5月	17日(金)	作品：コード巻きベルト 持ち物：マジックテープ30cm、スナップ1個 布・接着芯(会で用意します) 材料費：不要
6月	21日(金)	作品：ショルダーバック 持ち物：表地、裏地各1枚(110cm×60cm) 綿テープ(会で用意いたします) 材料費：150円程度

●時間 10:00～16:00(午前のみ、午後のみ参加可)

●場所 ふれあいサロン『ほっと』(旧品田商店)

●対象者 町民の方どなたでも参加可能です

●その他
・各回の材料の他に、裁縫道具もお持ちください
・材料の都合のつかない方は事前にご相談ください
・12:00～13:00は昼食休憩となるので各自ご用意ください

●申込み 初めての方は、開催期日の前の週までに下記までお申込みください

●問合せ 手芸活動グループ代表 高橋 和子 Tel82-3222

興部町社会福祉協議会より理事の募集について

興部町社会福祉協議会では次期役員（理事）を決定する時期となり、下記の要項の通り一般公募を行ないます。

地域福祉に興味・関心をお持ちの方、あなたの情熱や経験を福祉の推進に活かしてみませんか。興部社協は、皆様のお力を必要としておりますので立候補をお願いします。

- 公募する役員 興部町社会福祉協議会 理事
- 人数 若干名
- 応募資格 福祉に関心のある方
- 任期 選任後2年以内の会計年度が終了するまで
(2019年6月評議員会による選任後から2021年6月の定時評議員会終結の時まで)
- 主な活動 理事会の出席、社協イベントの参加、各種研修への参加
- 費用弁償 社会福祉法人興部町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に沿って支給
- 提出書類 履歴書(所定様式)
※履歴書につきましては、社協窓口にて配布、または、社協ホームページからダウンロードできます。
- 締め切り **4月30日(火)**
- 選考方法 評議員会により決定
- 申込先・お問合せ 〒098-1603 興部町東町
福祉保健総合センター「きらり」内
興部町社会福祉協議会 Tel82-3300
社協HP <http://www.shakyo.or.jp/hp/134/>

第12回協会長杯ミニバレーボール大会のお知らせ

下記の日程で第12回協会長杯ミニバレーボール大会を開催いたします。皆様の参加をお待ちしております。

- ◎日 時 **4月14日(日)** ・受付 8:30 ・開会式 9:00
- ◎場 所 農業者トレーニングセンター
- ◎参加資格 地域、職場、その他どんなチーム編成でも可能
- ◎競 技 プレー中は5名(8名まで登録できます)
男女混合のチームの場合、男性は2名までコートに入りプレーできます(50歳以上の男性は女性とみなします)
- ◎参加費 **1チーム2,000円(当日受付)**
- ◎申込期限 **4月5日(金)までに下記まで申し込みください(期日厳守)**
- ◎その他 興味はあるがチームが作ることができない方、チームの人数が足りない方等いらっしゃいましたら、協会員に声をかけてください
- ◎お問合わせ 興部町ミニバレーボール協会
会長 竹内 孝宣(携帯 Tel080-1880-0462)

【目指せ!4500日!】
平成31年4月1日で
町内の交通死亡事故ゼロ4246日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

